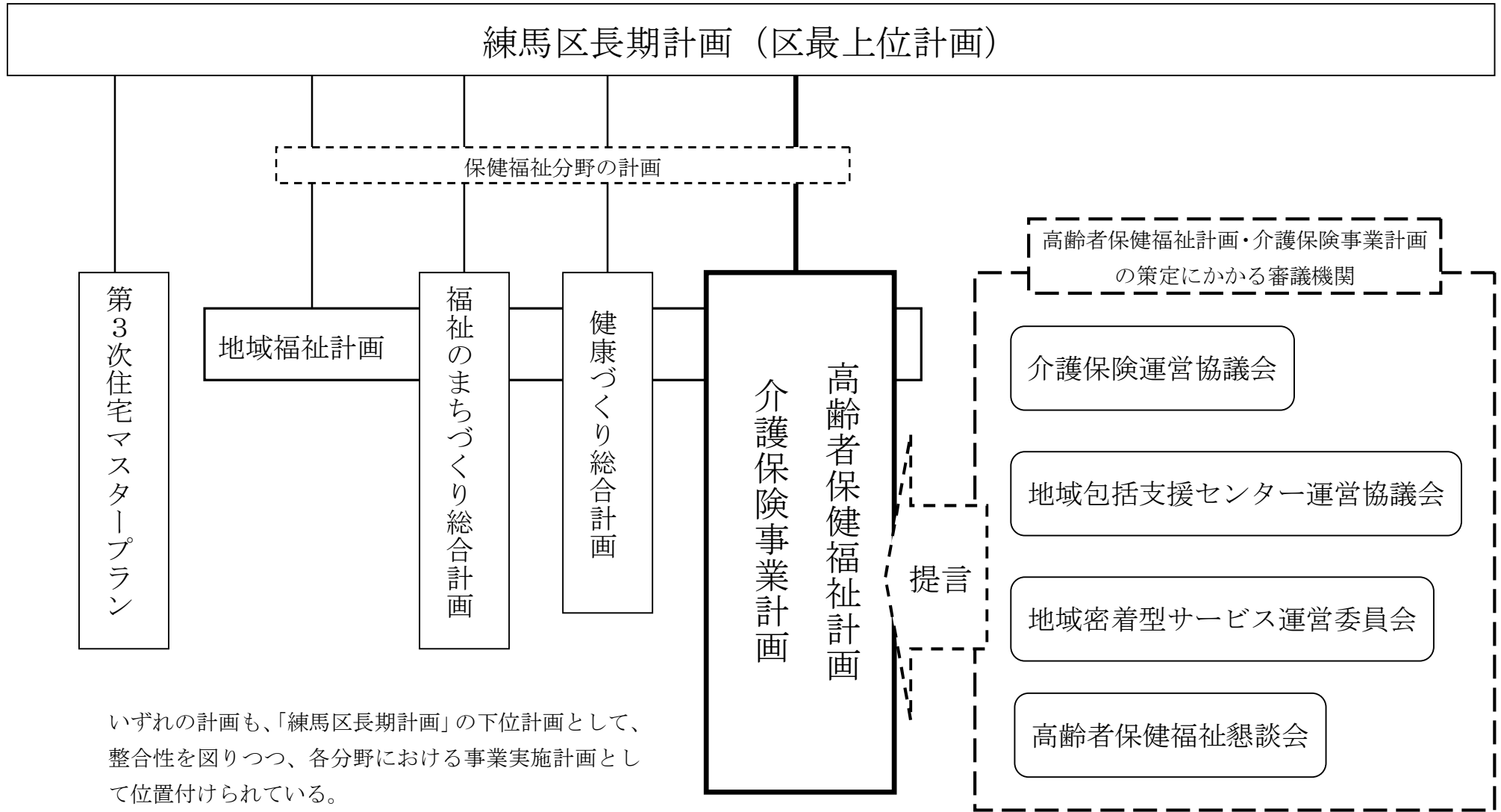


平成 22 年 12 月 20 日
福祉部高齢社会対策課

「第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定にかかる審議機関について

審議機関 の名称	介護保険運営協議会	地域包括支援センター 運営協議会	地域密着型サービス 運営委員会	高齢者保健福祉懇談会
目的	介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため。	地域包括支援センター（練馬区においては「高齢者相談センター」と呼称）の適切、公平かつ中立な運営を確保するため。	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。	第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため。
所掌 事項	①介護保険事業計画に関する事項 ②その他、介護保険事業の運営に関する重要な事項	①地域包括支援センターの設置に関する事項 ②地域包括支援センターの運営に関する事項 ③その他、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項	①地域密着型サービス費の額に関する事項 ②指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項 ③指定地域密着型サービスに従事する従事者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準に関する事項 ④その他、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項	高齢者の保健福祉施策（原則として介護保険分野を除く）に関する事項。
設置	常設	常設	常設	計画策定の都度設置

(参考)各審議機関および他分野の計画との関連性



いずれの計画も、「練馬区長期計画」の下位計画として、整合性を図りつつ、各分野における事業実施計画として位置付けられている。

4つの審議機関が、それぞれの所掌分野について、提言・意見を行う。区はこれを踏まえ計画を策定する。